

平成27年度における任意継続掛金の標準となる額の算定の基礎となる額について

地方公務員等共済組合法施行令（昭和37年政令第352号）第48条第3項第2号に規定する平成27年1月1日における当組合の地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）の短期給付に関する規定の適用を受ける組合員の掛金の標準となった給料の合計額を当該組合員の総数で除して得た額は、340,000円である。

平成27年1月26日

地方職員共済組合
理事長 河野 栄